

川口市告示第 577 号

違法放置物件の保管に関する告示

下記の放置物について、公道上にある本市自転車置場に放置されていたことから、道路法（昭和27年法律第180号）第44条の三第1項の規定に準じ撤去し保管したので、次のとおり公示する。

令和7年8月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

- 1 保 管 期 間 公示の日から6ヶ月
- 2 保 管 場 所 川口市西川口6-16-32 西川口自転車等保管場所
- 3 返還を受けるために必要な物 身分証明証等(氏名、住所の確認できるもの)
- 4 連 絡 先 川口市役所市民生活部交通安全対策課 TEL 048-259-9003
- 5 放 置 物 バイク 1台
- 6 放 置 場 所 等

放置場所	社名	車種	色	ナンバー
並木2丁目地内 西川口第3自転車置場	YAMAHA	R1-Z	白	I 野田 た 43-00